

# 平成29年度 第2回 仙台市景観総合審議会

日時：平成29年11月16日（木）

15時30分～17時

場所：本庁舎2階 第5委員会室

## 次 第

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 事  
・今後の景観施策のあり方について
4. 閉 会

## — 配 付 資 料 —

### < 議 事 >

- 資料1 : 前回審議会の意見の取りまとめと今後の進め方  
資料2 : 目標（仙台市の目指す「景観」）について

## 仙台市景観総合審議会委員名簿

(平成29年7月25日現在)

すぎやま 杉山	あきこ 朗子	(株)日本カラーデザイン研究所 シニアコンサルタント
たかやま 高山	ひでき 秀樹	仙台商工会議所 理事・事務局長
たけやま 武山	りょうぞう 良三	富山大学芸術文化学部 学部長・教授
とちくぼ 杼窪	まさゆき 昌之	宮城県屋外広告美術協同組合 常任相談役 (株)アキバ商会 代表取締役
ばば 馬場	たまき	尚絅学院大学総合人間科学部 准教授
ほり 堀	しげる 繁	東京大学アジア生物資源環境研究センター長・教授
みやはら 宮原	ひろみち 博通	(有)地域環境デザイン研究所 所長
やん 巖	しゅあん 爽	宮城学院女子大学生活科学部 教授
よしかわ 吉川	ゆみ 由美	(有)ダ・ハ プランニング・ワーク 代表取締役
わくい 涌井	しろう 史郎	東京都市大学環境学部 特別教授
わたなべ 渡辺	ひろし 博	仙台市議会議員

(五十音順, 敬称略)

# 平成 29 年度 第 2 回景観総合審議会

## 1. 審議事項

今後の景観施策のあり方について（前回審議からの継続）

## 2. 前回審議会について

景観条例（3原則、7方策）を踏まえたこれまでの取組みと課題について説明

### 【課題】

- ・景観計画、景観地区など市主体で決定するものは一定の成果
- ・時代にあった景観資源の整理とその活用の検討が必要
- ・より良い景観の誘導、市民・事業者が主体の取組みの支援に関する施策について、うまく活用できていない部分もある

## 3. 前回審議会での意見の分類

- ・目標（仙台市の目指す景観）の確認と検証 ⇒ 目標について今回説明
  - ・協働のあり方
  - ・シビックプライドの醸成
  - ・現在の7方策で重視すべき点
  - ・育てる仕組みの方策と方策を進める仕掛け
- ⇒ 今後の進め方における  
検討の視点などに反映

## 4. 今回審議会での説明内容と流れ

### 説明内容

- ・前回審議会での説明内容と意見 . . . 資料 1
- ・仙台市の今後の進め方 . . . 資料 1
- ・目標（仙台市の目指す景観）について . . . 資料 2



今回の審議会では、「目標」と「今後の進め方」について意見をいただく



今回のまとめ = 「目標の再確認」と「今後の進め方の意見と方針の確認」を行う

## 前回審議会の意見の取りまとめと今後の進め方

	現状についての意見	今後についての意見	今後の進め方
目 標	<p>○目標（仙台の目指す景観）の確認と検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各方策が目標に向かっているのか、効果的なのか、検証することが必要である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各方策には、ベクトル（目標の方向）とスカラー量（事業のパワーの大きさ）があり、「仙台市の目指す景観」（目標）が明確になっていることが必要である</li> <li>・目標を定めたら、PDCAをきちんと行い、それを指標化して地図をつくり、市民に公表していくことが重要である（そのシステムづくりも審議会の中で議論していく）</li> </ul>	<p>①目標（仙台市の目指す景観）の再確認・・・資料2</p> <p>理 念：杜の都の風土を育む景観づくり 基本目標：『杜の都』のアイデンティティを高める 景観形成</p> <p>目 標：1. 都市のアイデンティティの創出 2. 地区の個性の表出 3. 市民の身近な景観の演出</p>
3 原 則	<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観づくり（ソフト面）をけん引していく主体は誰か</li> <li>・行政が主体となって、歴史・文化を意識して景観の中に生かす取り組みが必要である</li> <li>・屋外広告物は、札幌の事故以来、「景観」よりも「安全」という方向にシフトしてしまったのは残念</li> </ul> <p>※シビックプライドとは、市民が都市に対して持つ「誇り」「愛着」「共感」であり、自分自身が都市を構成する一員であると自覚し、都市をよりよい場所にするための取り組みに関わろうとする当事者意識</p>	<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災の経験を、目標の中に生かしつづけてほしい</li> <li>・3原則の丸は均等でなく、少しずつ交わっていくことが望ましい</li> </ul> <p>○協働のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「協働」の仕掛け・仕組みづくりが必要である</li> <li>・「行政主体」から「市民主体」の認識を促す方策づくりが必要である</li> <li>・方針を転換するためには、「協働」を促進させるための「評価」が重要である</li> </ul> <p>○シビックプライドの醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「杜の都」というシビックプライドを醸成していくことが、仙台らしい景観づくりにつながる</li> <li>・ほめていくことで市民のシビックプライドを醸成する</li> <li>・個人・個店でも景観づくりに参加でき（表彰され）、仙台の景観を自分たちでつくっていこうという意識を醸成する取り組みから協働につながっていく</li> </ul>	<p>②目標に対する指標化や方策の効果の検証</p> <p>指標や検証方法を審議会で議論のうえ、複数の視点から行っていく</p> <p>〔検証例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観の変化の分析（定点調査）</li> <li>・景観届出と景観協議の実態把握</li> <li>・市民意識の調査（アンケート、ヒアリング）</li> <li>・転出入、企業立地等と景観の関連分析 など</li> </ul>
7 方 策	<p>○現在の7方策で重視する点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観づくり（ソフト面）をけん引していく上で都市景観賞や景観サポーターは重要な制度なので復活させていくべき</li> <li>・都市景観賞は、ただ表彰するだけでなく、次にどう生かすかにエネルギーをかける必要がある</li> <li>・景観協定のようなポジティブな活動はもっとやっていくべき</li> <li>・シンポジウムは、単に著名人を呼ぶだけのものではなく、地元人による公開討論会などをした方がよい</li> </ul>	<p>○育てる仕組みの方策と方策を進める仕掛け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育機関を活用した方がよい</li> <li>・祭り（七夕）や社会実験を活用した方がよい</li> <li>・「小さな景観」を育てていく取り組みが必要である</li> <li>・行政のマンパワー不足には、官民連携し、役割分担する組織づくりを検討してはどうか 例）都市景観賞：建築士会や屋外広告物組合との連携</li> </ul>	<p>③「3原則」のあり方の検討</p> <p>検討にあたっての視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「基本原則」「市の責務」「市民・事業者の責務」のバランス</li> <li>・行政主体から市民主体の役割の変化の対応と「協働」の仕掛け・仕組みづくり</li> <li>・シビックプライドを育てるという考え など</li> </ul> <p>④今後の景観施策の検討</p> <p>検討の流れ（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標や3原則に対して必要な景観施策かの再確認</li> <li>・各施策を効果的なものにしていくための検討</li> <li>・今後の景観施策の整理（現施策の見直しも含む）</li> </ul>

目標（仙台市の目指す「景観」）について

理念：「杜の都の風土を育む景観づくり」 （『杜の都』の風土を育む景観条例）	基本目標：「『杜の都』のアイデンティティを高める景観形成」 （平成9年「仙台市景観基本計画」）	目標 1 「都市のアイデンティティの創出」 目標 2 「地区の個性の表出」 目標 3 「市民の身近な景観の演出」
--	--	--

1. 「理念」と「基本目標」の背景について

理念：「杜の都の風土を育む景観づくり」      基本目標：「『杜の都』のアイデンティティを高める景観形成」

(1) 「杜の都」の持つ意味      (平成5年「景観基本計画」)

- ①市民に共有された都市イメージ
- ②「空間特性（物的側面）」と「自然と人との共生のシンボル（精神的・文化的側面）」の2つの側面
  - ・物的側面：まちと自然が一体となった快いスケール感と自然に抱かれた仙台の街
  - ・精神的・文化的側面：「屋敷林」から「並木」へ「杜の都」は姿を変えたが、昔から続く「見る緑」から「生かす・育てる緑」としていくような共生の精神

(2) 「風土を育む景観づくり」とは（『杜の都』の風土を育む景観条例 前文、『杜の都』景観計画 序章）

- 景観づくり：自然と調和し、個性に富む、文化の薫り高い「杜の都」の創造
  - ①景観特性である「緑に囲まれた風景」・・・自然と調和、個性に富む
    - ・大都市でありながら、市域の至るところにおいて、周囲に緑を望め自然と触れ合える身近さ
  - ②緑を活かしたまちづくり・・・個性に富む、文化の薫り高い
    - ・「屋敷林」から「並木道の再生」による緑のまちづくりが「杜の都」のシンボルへ
    - ・「杜の都の環境をつくる条例」「広瀬川の清流を守る条例」などの環境保全の取組み
    - ・「杜の都」に活気と彩りを与える「光のページェント」「定禅寺ストリートジャズフェスティバル」などの市民の手づくりイベント活動や「百年の杜づくり推進事業」へ
- 「緑に囲まれた風景」と「緑を活かしたまちづくり」は、「杜の都」の個性と伝統を育んできた「風土」
  - ・「景観十年、風景百年、風土千年」と、長期にわたる視点からさらなる取り組み

2. 「目標」と「景観施策」について      （平成9年の「景観基本計画」）

「杜の都」仙台が目指す景観の基本にあるのは、「緑と一体となった特性を守り、活かす」だけでなく、「市民とともに育てていく」という部分も含まれている。

その点を踏まえ、3つの目標を設定し、具体の景観施策に取り組んできた。

目標 1. 都市のアイデンティティの創出

○国内外に発信する風格ある景観をつくる

【世界に誇れる杜の都の風格づくり】

- ①杜の都・仙台の顔となるシンボルゾーンとして、景観施策の重層的な展開を図る
- ②軸となる街並みにおける都市空間の景観形成を図る

目標 2. 地区の個性の表出

○杜の都の伝統を受け継ぐ魅力的な景観をつくる

【杜の都の景観の再生】

- ①杜の都にふさわしい良好な地域景観の形成を図る
- ②変化に富む自然風景に配慮した眺望景観の形成を図る

目標 3. 市民の身近な景観の演出

○市民の暮らしを支える心地よい景観をつくる

【市民の暮らしを支える景観づくり】

- ①良好な景観形成に向けて市民参画の積極的な促進を図る
- ②市民主体の景観形成を支援する
- ③景観に対する市民意識の更なる向上を図る

○景観計画の策定

市全域を景観計画区域、さらに仙台の発祥となった旧城下町の区域を景観重点区域とし、仙台のシンボル眺望景観を保全・形成

○景観地区

杜の都仙台の象徴となる景観形成を図る地区などで、景観地区制度を活用し、広告物モデル地区や誘導指針も定め街並み形成ガイドライン作成

○景観まちづくり協議会の認定

地域住民主体の景観まちづくり活動の組織化と運営等を支援する仕組みを整備

○表彰・助成等

（都市景観賞、景観アドバイザーなど）市民の自発的な景観形成への取り組みを支援・表彰・助成

○景観シンポジウム

（各種啓発事業）景観に関する市民向けのセミナー、シンポジウム等を開催する

○景観計画区域内の行為の届出

形態・意匠・色彩等の基準により大規模建築物について景観誘導

○杜の都景観重要建造物等の指定

本市の歴史や文化を醸し出す地域景観の保全・誘導

○杜の都景観協定

地域や事業者の自主的な良好な景観形成の取り組みを認定

○景観推進員（景観サポーター）制度

景観に関する調査・提案等を行う

※各方策の概要とこれまでの取り組みや課題は前回資料参照

○景観施策のこれまでの取組みと課題

1. 法や条例の制定経過

- ・平成7年 杜の都の風土を育む**景観条例**制定（景観3原則・景観7方策）
- ・平成16年 **景観法**制定
- ・平成21年 景観法にもとづく**景観計画**策定、**景観条例**改正 ※景観7方策も一部変更

2. 景観条例にもとづく取組みと課題

【景観3原則】

1. 基本原則

市、市民及び事業者は、地域の自然や歴史的、文化的環境に配慮して、協働により、杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に努める

2. 市の責務

望ましい景観に配慮した、総合的な施策を実施する。  
それらの施策の実施にあたっては、市民及び事業者の意見が十分反映されるように努める

3. 市民・事業者の責務

自らが景観づくりの主体であることを考え、よりよい景観づくりに努めるとともに、市の実施する景観施策に協力するよう努める



市主催の景観シンポジウム



市民参加の地域まち歩き

<現状を踏まえた課題>

- ・本市の景観の配慮点や望ましさを再確認（現在の本市の魅力や景観資源とは）
- ・市、市民、事業者の役割の変化への対応（市民・事業者⇒主体性が大、市⇒調整役が重要）

【景観7方策】

1. 景観計画の策定

- ・平成21年策定（平成25年一部変更）

2. 景観計画区域内の行為の届出等

- ・届出件数合計約500件（不適合なし）（平成28年度61件）

3. 景観地区

- ・定禅寺通地区指定（H23）、宮城野通地区指定（H23）
  - ・青葉通地区指定（H27）、宮城野通東地区指定（H28）
  - ・認定申請件数は32件（H28年度末）
- 地区計画、広告物モデル地区や誘導指針を一体的にまとめ、街並み形成ガイドラインを策定



青葉通景観地区の街並み

課題）景観計画や景観地区の策定後、単体での景観基準は守られてはいるが、街並みとして良好な景観形成が図られたかなどの効果検証や評価をどのように行うか

4. 杜の都景観重要建造物等の指定

- ・指定優先候補15件のうち5件を指定  
（今年度2件追加指定予定、4件解体）
- ・指定物件は東日本大震災で被災したが復旧（助成金活用）、イベント等でも活用



市民活動での景観重要建造物等の活用

課題）保全や活用など指定による成果はあったが、「景観重要建造物等に関する答申（H13年・H14年）」から10年以上が経過しており、どのようなものを保全すべきか再検討する必要がある

5. 杜の都景観協定の締結・景観まちづくり協議会の認定等

- ・自主的な地域のまちづくりを景観形成に向けて支援する取組み
- ・景観協定は5件で締結（仙台マークワンなど）（H25以降新規なし）
- ・景観まちづくり協議会は定禅寺通、宮城野通、青葉通の3地区で認定（街並み形成ガイドラインの検討や賑わいづくりに取組む）



景観協定を締結した建物

6. 表彰・助成等の実施

- ・景観形成に寄与している建築物や活動を応援する取組み
  - ・都市景観賞は第10回（H19）以降実施していない（48件を表彰）
  - ・協議会の活動に助成（近年は青葉通まちづくり協議会に助成）
  - ・橋等の公共工事、景観重要建造物復旧などに景観アドバイザーを派遣（活用は少ない）
- 課題）市民の自発的な景観形成への取組みの応援としての一定の成果はあったが、表彰対象は減っている  
協議会の活動に助成（近年は青葉通まちづくり協議会に助成）  
橋等の公共工事、景観重要建造物復旧などに景観アドバイザーを派遣（活用は少ない）  
課題）景観まちづくり協議会や公共工事などが対象のため、派遣する対象が限られており、どのようなものに対して派遣すべきか



協議会の活動（オープンカフェ）

7. 景観総合審議会等の設置

- ・審議会及び部会の設置（審議会は18回開催、部会は8回開催）  
（景観地区の指定、広告物施策のあり方の提言、歩行者系案内サイン基本方針 など審議）
  - ・景観に関する調査提案等を行う景観推進員（景観サポーター）はH19年度以降行っていない
- 課題）景観資源把握や人材育成など一定の役割は果たしたため、活用していなかったが、市民協働の取組みを推進するには、景観推進員の活用の仕方について検討が必要

<これまでの取組みを踏まえた課題>

- ・景観計画、景観地区など市主体で決定するものは一定の成果 ⇒効果検証は必要
- ・時代にあった景観資源（歴史的建造物も含む）の整理とその活用の検討
- ・より良い景観の誘導、市民・事業者が主体の取組みの支援に関する施策について、うまく活用できていない部分もある ⇒制度の検証と見直しも含めた議論も必要